

第4回流域委員会 議事要旨

日 時	令和8年1月30日(金) 10時00分から11時30分まで
場 所	松崎町役場 環境改善センター2F 大会議室
出席者 職・氏名	委員長：田中 博通（東海大学 名誉教授） 委員：高井 則之（日本大学 生物資源科学部 教授） 委員：塚本 眞大（賀茂農林事務所 技監兼農村計画課長） 委員：山本 一詞（那賀川非出資漁業協同組合 組合長） 委員：山本 公（松崎町文化財保護審議会 会長） 委員：土屋 宗三郎（松崎消防団 団長） 委員：関 唯彦（松崎地区 区長代表） 委員：佐藤 岩夫（岩科・三浦地区 区長代表） 委員：本多 正弘（松崎町観光協会 会長） 委員：深澤 準弥（松崎町 町長）
議 題	(1)「那賀川水系流域委員会」設置要綱等の変更 (2)河川整備の目標（利水、環境・地域との関わり）について (3)河川整備計画（原案）について (4)今後の予定について
配布資料	資料1-1：出席者名簿 資料1-2：座席表 資料1-3：設立趣意書 資料1-4：設置要綱・傍聴要項 資料1-5：設置要綱（新旧対照） 資料2：説明資料（河川整備の目標（利水、環境・地域との関わり）） 資料3：説明資料（河川整備計画（原案）） 資料4：那賀川水系河川整備計画（原案） 参考資料1：那賀川水系河川整備基本方針

1 審議事項

- ・「那賀川水系流域委員会」設置要綱等の変更について
- ・河川整備の目標（利水、環境・地域との関わり）について
- ・河川整備計画（原案）について
- ・今後の予定について

2 議事内容

議事「那賀川水系流域委員会」設置要綱等の変更について」

【事務局】

- ・委員一同、異議なし

令和8年1月30日付で施行。

議事「河川整備の目標（利水、環境、地域との関わり）について」

【委員】

・水質の説明で、BOD 値が 0.5～1.5mg/L という値が出ていたが、どの程度から人間に害があるのか。夏には子供たちが川で遊んでいる。

【事務局】

・環境基準に基づく水質測定ではないため、大腸菌群数等の計測結果は無いが、BOD 値のみに着目すると、環境基準の A 類型に相当する。A 類型は水浴の利用が可能と位置づけられており、十分に綺麗な水と言える。

議事「河川整備計画（原案）について」

【委員】

・昭和 51 年の災害について、計画原案の中に雨量の記載はあるのか。また、事務局が写した参考写真は、本川が溢水している様子ということか。

【事務局】

・雨量については、資料 3 の P17 に記載がある。日雨量で 466mm にのぼった。写真については、本川が溢水しているわけではなく、田んぼが浸水している様子である。

【委員】

・近年的那賀川水系の水害は内水氾濫が多いが、内水氾濫は本川が溢水したということではないのか。

【事務局】

・那賀川の浸水被害状況についてヒアリングをしたところ、那賀川の本川の水位が上昇したことにより、本川へ繋がる排水路等の水が溢れ、浸水被害が起きているということが確認できた。本川の溢水による浸水被害は近年確認できておらず、支川の溢水を防ぐため、逆流防止施設等の内水対策を計画に位置付けた。
・那賀川本川についても、これまで同様、堆積土砂の浚渫を継続的に実施し、流下断面を維持することを位置付けている。

【委員】

・整備計画の案には流量配分は記載されているのか。計画流量に対して、堤防嵩上げは必要ないのか。

【事務局】

・参考資料 1 の P8 に流量配分を示す図があるが、これは将来的な整備方針、1/50 確率規模での流量配分となっている。

【委員】

・今の断面で 1/5 確率規模の流量は流れるのか。

【事務局】

・今の那賀川では 1/5 確率規模で流せる能力がない。しかし、近年は本川での浸水被害が起きていない状況や、河川改修を行うと現況河道を大きく広げなければならないことから、社会的な影響を考慮し、松崎町と調整のうえ、内水被害の状況を踏まえた対策としている。
・計画案には流域治水という考えも盛り込まれている。従来の治水は、河川内で流量を受け持つ考え方があったが、気候変動により大雨が集中的に降るようになり、上流である程度保水できる場所を検討・管理していくというのが流域治水の考え方である。

【委員】

・内水被害が防げれば、この流域はかなり水害が減ると思う。

議事「今後の予定について」

【委員】

- ・今後のパブリックコメントと意見交換会を踏まえて取りまとめた修正原案を、次回の委員会で審議にかけ、来年度中に計画を策定するということが。
- ・設置要綱に「委員の任期は計画の決定までとする」とあるが、次回の委員会で修正原案を審議した時点で決定となるのか。
- ・計画の決定後、実施段階において、意見を聞くために委員会を開催する場面というのはあるのか。

【事務局】

- ・計画の策定期間は令和8年度中を予定している。
- ・「計画の決定」というのは、計画策定を指している。計画策定後の委員会開催は現時点では想定していないが、状況変化等で計画を見直す際には、委員会を招集することになると思う。

【委員】

- ・策定とは中部地方整備局へ同意申請をして、それが受理された段階で策定になるのか？

【事務局】

- ・同意を経て策定となる。県としては、出来る限り早くこの整備計画の策定を行い、事業の実施に1日でも早く努めたいと思う。

11時30分閉会

3 審議の結果

- ・河川整備計画（原案）について、県民意見提出手続（パブリックコメント）を実施することとし、意見を反映した修正案について、次回委員会に諮ることとした。

以上